

和泉市立図書館 地域文庫利用案内



和泉市立図書館では、地域で読書の輪が広げられるよう、地域の町会や自治会等を基盤に地域内の施設（地域文庫）に図書を備え付け、近隣に在住する児童等に対し図書等の貸出し活動をしていただける方々に対し、通常の団体貸出期間や冊数以上を貸出しできるよう文庫支援を行います。

【支援の条件】

- (1) 図書館から半径1.5 km以上離れた場所であること。
- (2) 定期的に施設等を開放し、無償で図書等の貸出しを行うこと。
- (3) 文庫開放時は、責任者等が常駐し、記録をとること。
- (4) 図書館から借り受けた資料は、管理できる場所に保管すること。
- (5) 和泉市立図書館条例施行規則の規定を順守できること。
- (6) その他、教育委員会が特に必要と認めたこと。

【支援を受けたいときは】

- (1) 【様式第1号】地域文庫貸出申込書と【様式第2号】地域文庫活動計画書を図書館に提出してください。
- (2) 当該年度終了後、【様式第3号】地域文庫実績報告書を図書館に提出してください。

なお、報告書の下段に次年度も継続して利用したいかの意向調査記入欄がありますので、希望の有無を記入し、継続利用を希望する場合は、次年度の【様式第2号】地域文庫活動計画書と併せて4月30日までに必ず提出してください。提出がない場合は、提出していただくまで利用できない場合があります。

【支援の内容】

(1) 図書の貸与

1 地域文庫につき、 1, 0 0 0 冊まで 1 年以内

※年度の途中で追加や入替えは可能です。

※いずれの資料においても、和泉市内に複本のある資料とします。

※コミック、C D・D V Dは貸出しできません。

(2) 文庫用資料の選定

図書館で本を選定してほしい場合は、【地域文庫配送申込書】を記入し、F A X等にて担当する図書館へ提出してください。

(3) 図書の配送

年 2 回までとします。

(4) その他

図書館が特に必要と認めた場合、支援するものとします。

【図書館からのお願い】

図書館の資料は、**市民の皆様の貴重な財産**です。たくさんの方に気持ちよく利用していただけるよう大切にお取扱いください。

万が一、紛失や破損された場合は、弁済していただくことがあります。

【支援申込・問合せ先】

申込みは、市内の図書館・図書室で受付けることが可能です。

なお、配送は、市内を2分して北部を和泉図書館が、南部をシティプラザ図書館が担当します。配送申込書は下記の該当する図書館へ提出してください。また、地域文庫に関する相談等も下記の該当する図書館までご連絡ください。

北 部 和泉中学校区、郷荘中学校区、富秋中学校区、
信太中学校区、北池田中学校区

担当：和泉図書館

住所 府中町一丁目 20 番 1 号

TEL 0725-44-3071

FAX 0725-44-3072

南 部 石尾中学校区、南池田中学校区、光明台中学校区、
槇尾中学校区、南松尾はつが野学園校区

担当：シティプラザ図書館

住所 いぶき野五丁目 4 番 7 号

TEL 0725-57-6670

FAX 0725-57-6671

